

社会福祉法人上士幌福寿協会

令和5年度

事業計画



【はじめに】

令和5年度事業計画の策定にあたり、改めて令和4年度を振り返りますと、一昨年度から引き続き新型コロナウイルス感染の対応に終始した1年間となりました。

令和4年11月には特別養護老人ホーム上土幌すずらん荘で法人初の集団感染が発生し、その後町内での感染拡大の影響を受け通所介護事業所が10日間の閉所（ただしこの間、個別対応で訪問・入浴を実施しました）、そして令和5年1月に認知症高齢者グループホームむかし館において集団感染が発生いたしました。

いずれの事業所も短い期間で収束することができましたが、その間、保健所の指導に基づきながら罹患した職員も体調が悪くなければ業務に従事いたしました。また、他事業所の職員も応援対応を行うなど法人一丸となって対応を行うことができました。

長引くコロナ禍により、入居者の皆様にも面会や外出の制限、行事の中止など様々な不便が強いられ閉塞感が漂う日常でしたが、法人夏祭りの代替行事として初の花火大会を実施したり、ボランティア団体による冬期間のイルミネーション点灯など、感染対策を行ったうえでの行事が開催され、今後の継続が期待できる新たな取組みを実施することができました。

国は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、令和5年5月8日に2類相当から5類に移行する方針を決定したことから、令和5年度は本格的なウィズコロナ時代の幕開けになると思われませんが、高齢者の方々と関わる私たち法人の特性を十分に考慮し、継続した予防対策の徹底と危機管理の強化に取り組みを進めてまいります。

人材については、令和5年度も引き続き「確保」・「定着」・「育成」強化の視点で、無資格・未経験者の方も安心して働ける研修体制の充実と、処遇改善や人事考課を行い働き甲斐のある職場づくりに努めるとともに、法人研修の他にも積極的に外部研修等に派遣して職務能力の開発及びリーダー層の育成を進めてまいります。

今夏から秋頃に、フィリピン国から2名の介護職員を特定技能制度により雇用する準備を進めていますが、最長5年間で帰国となるため在日中に次の外国人介護職員を新たに雇用し、その後も切れ目なく一定数の外国人介護職員が勤務できるよう進めてまいります。今回来日する2名が初めての日本で安心して働き続けることができることで今後の継続した受入につながることを意識し必要な支援を行ってまいります。

入居者・利用者様の自立支援・重度化防止については、今後もICTの導入を進めるとともに、日頃より積み上げたデータの活用と、職種間の連携を深めながら適切なサービスの提供を推進します。

最後になりますが、長引く新型コロナウイルスの影響もあり、地域課題はより一層多様化、複雑化してきており、制度では対応できない福祉ニーズが増えてきております。社会福祉法人の使命である地域における公益的な取り組みを推進し、求められるニーズに迅速かつ組織的に取り組みます。当法人は今まで以上に「地域とともに」を意識しながらその役割を果たしてまいります。

1 【法人理念】

『利用者本位のサービス提供と自立支援を目指して』

2 【基本方針】

- 介護予防および介護サービスを必要とする高齢者と家族が安心して利用できる事業所を目指します。
- 介護サービスを必要とする高齢者と家族が地域で自立した生活を営むことができるよう支援します。
- 個人の尊厳を確保し、質の高い介護サービスを提供するよう努めます。
- 支え合う地域福祉増進に寄与するよう努めます。
- 人づくりが良質な介護サービスの提供に不可欠であることを認識し、そのための努力を行います。
- 無駄のない効率的な経営と安定した経営が確立できるよう努めます。

3 【経営方針】

1 魅力ある利用者サービスの提供

- ・利用者の小さな変化や声を敏感に感じ取り、福祉サービスの開発・改善に継続的に取り組み、安全で信頼のおける福祉サービスを提供します
- ・リスクマネジメントを強化し、安心して安全な体制を構築し、非常時対策を講じます
- ・法令を尊重し、丁寧な福祉サービスを提供します

2 地域社会との連携

- ・地域のニーズに耳を傾け、求められる福祉サービスを育みます
- ・垣根のない施設として、地域に開かれた施設を目指します
- ・ボランティアの皆さんに経験や専門能力を活かしていただき、地域福祉の向上に向けて共に歩みます

3 確実な人材確保と人財の育成

- ・福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じるとともに、福祉の仕事の啓発のための情報発信を行います
- ・福祉サービスの発展のため、働きやすい職場や働きがいのある職場づくりに取り組みます
- ・経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、人財マネジメントシステムを構築します

4 絶えず進化する組織づくりと経営基盤の確立

- ・職員誰もが、自らの役割をよりよく遂行するため、専門能力とマネジメント能力を磨きます
- ・多様な福祉サービスの一体的運営により、知識・経験の交流を通じた組織学習と運営の効率化を進めます
- ・公正かつ透明性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します

4 【行動指針】

1 人権の尊重

- ・利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質且つ安心・安全なサービスの提供に努めます

2 サービスの質の向上

- ・常に利用者の立場に立って良質且つ適切な福祉サービスを提供するよう努めます

3 生活・ケア環境の向上

- ・良質且つ安心・安全なサービスの提供を実現するため、利用者の生活環境・ケア環境の整備に努めます

4 地域社会との関係の継続

- ・利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続され、更に促進されるよう支援します

5 地域福祉の推進

- ・地域における福祉システムの構築に主体的に関わり、多様な関係機関、組織、個人との連携・協働を主導して地域の福祉課題に取り組みます

6 説明責任の徹底

- ・利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、積極的な情報開示、情報提供等に努め、説明責任を果たします

5【法人全体の事業計画】

ウィズコロナ時代の幕開けが予測される令和5年度は、これまでの経験を糧に将来に向けてより良いサービスを確かなものとしていく必要があります。

福祉事業者として目指すべきことは、「良質な福祉サービス」の提供です。「介護すること」を目的とするのではなく、「人生」という文脈の中で利用者の「介護」を考え、「人生の支援をすること」を目的として事業を展開していくことが大切です。

町民誰もが“住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるような地域づくり”を進めるため、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、サービスの担い手でもある人材の確保と育成・定着に取り組み、その結果として、継続可能な安定した事業運営を行なってまいります。

また、事業所間の情報の共有、連携を密にし、職員同士が学びあい、高めあえる場を設け、その結果として、職員が自ら動く組織づくりを進めます。

(1) 法人運営

「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性向上」「財務規律の強化」など、社会福祉法人の使命と役割を再確認し、地域福祉の担い手として、地域の多様なニーズに対応した専門的かつ質の高いサービスの提供、安心して暮らせる地域づくりを掲げ、法人と施設・事業所の効果的で適正な経営を図るとともに、関係機関との連携、ネットワークの構築を進めます。

地域でのサービス専門性を高め、事業を運営する各施設の個別性を発揮しながら”笑顔と思いやり”・”感謝の気持ち”をもって、利用者・ご家族、地域の皆さんへのきめ細やかなサービスを展開してまいります。

(2) 施設運営

各運営施設においては「利用者・ご家族の満足度を上げる」ことを念頭に置き、「法人理念」と「基本方針」や、経営方針や行動指針に基づく事業計画案に沿って、施設並びに職種間の連携を重視し、各事業所が一体となり、適切なサービスの提供を行いながら、常に見直す姿勢とチェック機能の充実を図ります。

(3) 人材の確保・育成の強化

介護の質の維持向上及び事業の展開を図るためには、戦略的な人材確保と育成が必要となっています。今まで以上に採用活動を強化するとともに、職員のキャリアアップに繋がる研修の実施と職員定着率の向上のため職員の公正な勤務評価を行うとともに、ハラスメント・メンタルヘルスに関する研修及び対策を行い、魅力と働き甲斐のある職場づくりを進めます。

人材育成については、職場内教育として教育力・指導力を強化することを課題とし、実践に努めます。就業意欲の維持向上の方策として新任職員に対する指導・支援状況の確認・バックアップ及び既存職員の勤務状況・業務内容を把握し、個人及びチームとしての接遇・技能の向上とともに、職員間のコミュニケーション・話し合いによるチーム力を高め、より良い職場づくりを進めます。

(4) 地域社会との連携

事業所毎の特性・特色を活かした施設機能等の地域還元や社会福祉法人の使命に照らした社会貢献活動を行うとともに、法人の各種事業のノウハウ及び人材を活用し、法人ができる公益的活動を企画し推進するよう努めます。

また、法人施設を活用し、利用者、ご家族及び地域住民の皆様に参加いただき、楽しく交流できる行事を企画します。

6 【法人本部事業計画及び重点目標】

法人が運営する各サービス事業所が、利用者様やご家族様等に満足いただける質の高いサービスを提供できるよう、また、そこで働く職員が安心できる労働環境のもと、やりがいと生きがいをもって仕事ができるよう基盤づくりを行い、その結果として安定した経営が行えるようにPDCAサイクルの確立に取り組みます。また、感染症や大規模災害など様々なリスクに対応できる体制に取り組みます。

1. 人材の確保

- (1) 職場説明会への参加や学校訪問等を行い、法人の魅力をアピールします。
- (2) オープンキャンパスを各事業所と協力して実施します。
- (3) ホームページ内の求人コンテンツを充実させ、法人の魅力をアピールします。
- (4) 外国人介護職員が安心して働き続けることができるよう、所属事業所や生活支援委託業者と連携し必要なサポートを行い、今後の切れ目のない継続した雇用状況を目指します。

2. 質の高い福祉サービス提供のための人材育成

- (1) 人事考課の運用に向け、年間スケジュールに沿った計画を実施していきます。

3. 効率的な運営体制による安定経営

- (1) 各事業所の月次収支状況の把握が明確にできるような業績検討を行います。
- (2) 補助金を活用して、地域支援グループに介護ロボット等の導入を行います。

4. 法人経営におけるリスクマネジメント

- (1) 防災計画に基づく各種訓練を実施し、事業継続計画（BCP）の策定や見直しを行います。

5. 施設改修計画等の策定と新規事業運営の検討

- (1) 施設改修と、備品等の更新について年次計画を策定いたします。
- (2) 障害者グループホームの運営について、上士幌町が主催する意見交換会等に参加し、具体的な方向性の共有を図ります。

6. 地域における公益的な取り組みの実施

- (1) 法人行事やホームページ等からの情報発信を通して地域における法人の認知度を高め、地域に開かれた施設を目指します。
- (2) ボランティアの受入れや運営を通し、地域住民と法人の関係性の強化を図ります。

7. 法人全体の研修会・行事等の計画

(1) 役員研修

| | 内 容 | 参 加 者 |
|------|-------------------------|-----------|
| 2回/年 | 十勝社会福祉施設経営者懇談会主催研修会への参加 | 理事、監事 |
| 必要時 | 障がい者グループホーム運営に係る先進施設の視察 | 理事、監事、職員 |
| 必要時 | 道社協、税理士法人等が実施する役職員研修 | 役員、評議員、職員 |

(2) 職員研修・全体会議

| 実施月 | 内 容 | 講 師 | 参 加 者 |
|-----|----------------|----------|-------------------|
| 5月 | 法令順守・リスクマネジメント | 外部講師 | 全職員 |
| 7月 | ハラスメント | 外部講師 | 全職員 |
| 9月 | 法人実践発表会 | 施設支援グループ | 全職員・役員・評議員・運営推進委員 |
| 11月 | メンタルヘルス | 外部講師 | 全職員 |
| 随時 | 認知症 | 各グループ職員 | 各グループ全職員 |
| 随時 | 看取り | 各グループ職員 | 各グループ全職員 |
| 随時 | 身体拘束・虐待 | 各グループ職員 | 各グループ全職員 |
| 随時 | 感染症対策 | 各グループ専門職 | 各グループ全職員 |
| 2月 | 救急救命講習 | 消防職員 | 3年毎の受講（全職員） |
| 3月 | 年度末全体会議 | | 全職員 |

(3) その他の職員研修

| 実施月 | 内 容 | 参 加 者 |
|-------|-----------------|---------------------|
| 定期開催 | 看護師連絡会 | 各グループ看護職 |
| 定期開催 | 介護支援専門員連絡会 | 各グループ介護支援専門員 |
| 9-12月 | 介護福祉士受験対策講座 | 受講を希望する職員 |
| 随時 | 介護支援専門員受験対策 | 受講を希望する職員・法人が選定した職員 |
| 随時 | 採用者に対するエルダーフォロー | 新規・中途採用職員（配属事業所で実施） |

(4) 法人行事

| 実施月 | 内 容 | 参 加 者 |
|------|-------------|----------------------|
| 6月 | 行方不明者捜索訓練 | 全職員 |
| 7月 | 7区町内会合同避難訓練 | 全利用者、全職員、7区各班長 |
| 9月 | 花火大会 | 全利用者、全職員 |
| 11月 | 自然災害想定避難訓練 | 全職員 |
| 12月～ | イルミネーション点灯 | ボランティア(ほっこり仲間の会実施事業) |

7 【施設支援グループ事業計画及び重点目標】

【特別養護老人ホーム上士幌すずらん荘（ショートステイ）】

利用者個々の尊厳と人格を尊重し、自立支援を目指したケアを実践することで、心身機能の低下を防ぎ、利用者が日常において気力を持って活動的な生活が送れるように支援します。

また、情報の共有化を図ることで、各職種と協力・連携したチームケアを展開し利用者と利用者家族のところに寄り添えるケアを目指します。

<介護関係>

1. 個別ケア

(1) 日々の関わりから個々にあったケアを提供します。

2. 職員の育成

(1) 外国人労働者の受け入れ準備・育成を行い働きやすい環境作りを行います。

(2) 上位者との面談・職員間での声掛けを行い業務上の困りごとを早期に発見します。

(3) キャリアパス制度を活用し勤続年数に応じた職員の育成を行っていきます。

3. 重度者ケア・看取り介護

(1) ADL低下がみられる利用者について他職種と連携し看取りに繋げていきます。

(2) 看取りについての勉強会を行い知識を深めています。

<看護関係>

1. 健康状態の管理・維持・増進

(1) 毎日、体温等の状態のチェックを行い、健康の維持増進のための機能訓練を行っていきます。

2. 感染予防と衛生管理

(1) 室温調整・換気を行い、通院等で外出する際のマスクの着用、外出後の手洗い・うがい等の励行を促進し、入所者及び職員の感染予防に努めます。

(2) 感染症状がある場合には、その感染症に応じた隔離や発生状況の把握を行い、早期発見・感染拡大防止に努めます。

<介護・看護共通>

1. 褥瘡ケア

(1) 他職種連携を通して発生予防と早期発見に努めます。皮膚の発赤が持続する時は、除圧・皮膚の保護を行います。褥瘡発生時には適切な処置・除圧をして悪化の防止に努めます。

(2) 皮膚発赤等の褥瘡になる前兆が見られた時には、座位時・臥位時の除圧を行っていきます。

又、栄養状態の観察を行い、多職種と連携して対応していきます。

<相談関係>

1. 入所者処遇・相談援助

(1) 多職種と協働しながら入所者の状態を把握し、変化があった場合には都度家族に報告をし希望・要望を聞き取り、より良い支援につなげていきます。

(2) 家族への近況報告をライン機能も活用して写真や動画も交えながら入居者と家族が可能な限り交流できる場を設け、少しでも家族の不安を取り除けるように対応します。

<栄養関係>

1. 質の高い食事の提供

(1) 食べる機能が低下してもおいしく、安全に食べる楽しさを提供できる食事を提供します。

2. 適切な衛生管理

(1) 大量調理給食施設として厨房内での衛生管理と、職員個人の健康管理を徹底します。

3. 情報の共有と提供

(1) 食事時の様子を見るなど利用者の状況をつかみ、嗜好や食形態を献立に反映させていきます。

【ショートステイ】

利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、在宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮し、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、住み慣れた在宅での生活が継続できるように取り組みます。また、利用者がショートステイ利用中に職員や他利用者・入所者相互に社会的関係を築き、その人らしい生活が送れるよう支援します。

1. 在宅生活の継続支援

(1) 在宅の高齢者の生活を支えている家族の負担軽減を目指します。居宅介護支援事業所や関係機関から情報を得て、本人や家族の希望に沿ったサービスを提供していきます。

2. 利用者の緊急時の受け入れ

(1) 介護者不在の事態や、利用者の体調不良で著しくADLが低下し在宅生活の継続ができなくなった時には各関係機関と協力・連携し対応します。

8 【在宅支援グループ事業計画及び重点目標】

【通所介護事業所】

毎日を生き生きと笑顔で暮らせる生活が行えるよう利用者一人一人の身体状況、ニーズ把握に努め実践していきます。また利用者の状態の小さな変化にも気づき、他事業所との連携、情報発信源となれるよう努めていきます。家族と一緒に在宅生活を支えられるよう対話やアンケートにてサービスの質の向上に努め、無理のない在宅介護の継続が支援できように取り組んでいきます。

1. 利用者・家族への援助

- (1) 利用者の能力に応じた個別の運動プログラムを作成し、機能維持、改善が図れるよう目指していきます。急な病院受診等による欠席時にも振替利用を提案し、サービスが途切れなく提供できよう対応します。
- (2) 家族とは日々の送迎時において、在宅時の状況変化や利用中の状況について情報交換を密にします。また必要に応じて個別訪問の行い、在宅生活をサポートしていきます。
- (3) 利用中のサービスで完結するのではなく、在宅時も楽しみや生きがいを持てるよう支援していきます。

2. 情報共有と資質向上

- (1) 利用者の全体像を捉えることに努め、他事業所との互いの情報を共有していくことで総合的なケアの方向性を見出せるよう取り組んでいきます。
- (2) 職員との面談をとおして個々の経験年数や職務分掌に基づいて目標設定を行い、また勉強会やカンファレンスをとおして資質向上に努めます。
- (3) 送迎時における事故や交通違反がないよう、定期的にマニュアルの見直しと確認を行い、事故防止等に努めます。

3. 地域社会への情報発信

- (1) 広報誌やホームページを活用し、行事や活動内容などを知っていただけるよう地域や家族に情報発信します。また利用者の近隣住民との関わり合いを大切にし、送迎時等においては積極的に挨拶し、地域を支える仲間と思われるようにしていきます。

4. リスクマネジメントへの取り組み

- (1) 施設内の環境や利用者の身体状況、認知症状に変化がないか、小さな変化にも気づけるようにし事故防止と環境整備に努めます。またヒヤリハットや勉強会をとおし予防対策と知識向上につなげていきます。

【訪問介護事業所】

利用者の尊厳と基本的人権を尊重し、専門職としての自覚を持って、利用者が安心して自立した在宅生活が営めるよう、身体介護及び生活援助を支援します。利用者の立場に立ったサービス提供を適切に提供することにより、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また医療等関係機関との連携を強化し、地域福祉に貢献できるよう努めます。

1. 適切なサービス提供

- (1) 在宅生活での自立支援に沿えるよう個々の生活習慣や生活歴を尊重し、生活の維持、改善が図れるよう支援していきます。
- (2) 利用者の身体状況や生活環境の変化に気づけるよう記録だけでなく、ミーティングにおいても深めていき、適切なケアの対応ができるようにしていきます。

2. 情報共有と資質向上

- (1) 利用者個々の病気の症状や身体状況、生活状況を把握し、カンファレンスをとおして情報共有と改善が図れるよう実施していきます。

(2) サービスに格差が生じないよう日々の互いの業務内容を確認し、統一したケアが図れるよう提供します。また職員の個々の業務に問題がないか定期的に職員面談や同行訪問することで資質向上に努めます。

3. 家族・関係機関との連携

(1) 訪問時の変化に職員一人一人が気づけるよう日々の情報交換を密にして、必要に応じ家族や介護支援専門員と協力しながら、安心した在宅生活を送れるよう連携を深めていきます。

(2) 遠方にいる家族に対しては安心できるよう必要に応じて、定期的に連絡を行ない信頼関係の構築に努め、家族と共により良いサービス提供が行えるよう相談や提案をします。

4. リスクマネジメントへの取り組み

(1) 訪問時に利用者の健康状態及び身体状況の変化、利用者宅での環境について危険な箇所がないか観察し、職員間の情報共有を図ることで未然に事故が防げるよう対応します。

【居宅介護支援事業所】

高齢者一人一人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療・介護の連携を図り、その人らしい生活を支援できる事業所を目指していきます。

また、地域包括ケアシステムの考え方にに基づき、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図り、利用者本位の質の高い支援ができる地域になるよう貢献します。

1. 在宅生活継続への支援

(1) 在宅で介護が必要となっても、利用者が可能な限り自分の持てる力を活用して、自立した生活ができるように支援します。そのために、自立支援と重度化予防の視点を持ったケアマネジメントを行います。

(2) 専門知識を活かし、町の認知症カフェ等の活用や法人独自のカフェ等により、気軽に相談ができる介護相談会を行います。日常の介護相談だけでなく、介護離職やヤングケアラーの孤立を未然に防止することも目的とします。また、法人のホームページを活用し相談会の紹介を行いません。

2. 介護支援専門員の資質向上

(1) 年々深刻化する高齢化社会の課題解決のため、介護保険制度は改正を繰り返してきました。その社会情勢に合う最適なサービスを提供できるよう、常に必要な最新情報を収集し内容を把握するよう努めます。

(2) 介護保険法に基づいて事業所運営の自己点検・評価を行い、業務内容を見直し資質向上に繋がります。

(3) 法人内の介護支援専門員連絡会において、定期的に勉強会や事例検討を行ない介護支援専門員としての質の向上を目指します。

3. 関係機関との連携・協働

(1) 地域ケア会議に参加し、地域の情報収集や他事業所との連携を図ります。他事業所、多職種との連携を密にし、介護保険サービスだけにとどまらずそれ以外の医療・福祉・社会保険制度のサービスや地域の社会資源の利用についてもコーディネートできるよう努めます。

また、困難事例や独居、高齢世帯、認知症の利用者等について、関係機関と情報を共有し問題解決に努めます。

9 【地域支援グループ事業計画及び重点目標】

【地域密着型特別養護老人ホームこまくさ苑】

「ひとりひとりの生活習慣や好みを尊重し、今迄の生活を継続できる様なケアを行なう」という、ユニットケアの理念に沿ったケアを行ないます。入居者、家族が満足できるケアを提供し、個々の介護技術・知識を向上させるため内部・外部の研修に積極的に参加し、サービスの質の向上を図り各職種と連携したチームケアを展開していきます。

<介護関係>

1. 個別ケアの確立

(1) 日々の関わりの中から得た情報を共有し、アセスメントをしっかりと行ない一人一人に必要なプランを作成し、実践していきます。

2. 重度者ケア・看取り介護

(2) 状態の変化に気づきその都度ケアの方向性を出し対応していきます。

(3) 看取り期に入った際には必要に応じてカンファレンスを行ない情報共有していきます。

(4) 他職種、嘱託医、家族との連携を密にとり本人が穏やかに最期を迎えられるよう対応します。

(5) 看取り後、自分たちが行った対応を振り返り次に繋がるよう深めていきます。

3. 認知症ケア

(1) 現場でのOJTを通して認知症ケアの理解を深めます。

(2) 内部・外部研修に参加し知識の向上を図ります。

(3) 認知症の分類を理解し、その症状にあった対応を実践していきます。

4. 働きやすい職場作り

(1) 一人で抱え込まないよう話しやすい雰囲気作りに努めます。

(2) 新規採用職員については、現場での困りごと等都度聞き取り、不安が無いよう対応します。また、共有できることについては職員間で共有し、事業所全体で育成できる状況を作っていきます。

<看護関係>

1. 適正な健康管理

(1) 利用者のバイタル、表情や会話等の様子から日々の体調を把握し、異常の早期発見につとめます。

2. 感染予防と衛生管理

(1) 感染予防対策に係る研修会の実施や、室温調整・換気・手洗い・うがい等の励行を推進し、入所者及び職員の健康管理の徹底を図ります。

3. 褥瘡予防対策

(1) 褥瘡リスクのアセスメントを行い、体位や除圧の方法等を介護職員と共有します。

(2) 褥瘡発生の際には嘱託医、介護職員と連携し適切な処置を行います。

4. 終末期ケア

(1) 本人の状態を嘱託医に適時報告し苦痛なく安楽に過ごせるよう介護職員と連携していきます。

(2) 家族の不安や想いに寄り添いサポートしていきます。

5. 知識の向上と医療的ケア

(1) 看護師連絡会、外部研修に参加し、知識と技術の向上に努めます。

6. 健康の維持・増進

(1) 疾患や加齢による変化を考慮したうえで無理なく楽しくできる運動を日常生活に取り入れ身体機能の低下を予防します。

<相談部門>

1. 入所者処遇、相談援助

- (1) 利用の際、面接を通し、本人・家族、又は、その他関係機関より情報を聞き取り、安心して利用できるよう、多職種と情報を共有し対応いたします。
- (2) 入居の意向確認の声掛けを早めに行いスムーズに入居できるよう支援していきます。

＜家族・地域関係＞

1. 家族及び地域住民との関わり

- (1) 年忘れ会・季節行事への招待により交流を深めます。
- (2) 利用者の方と一緒に町の行事へ積極的に参加していきます。
- (3) オンラインの活用、広報によりご家族に近況報告をしていきます。

【認知症高齢者グループホームむかし館・むかし館くつろぎ】

少人数でこまかに関わることができることを活かし、ひとりひとりとしっかり向き合い少しの変化にも気づき対応できるよう、情報共有をこまかに行き統一した対応を目指します。

家庭的な雰囲気の中ゆったりと安心して過ごし、その人らしく暮らしていただける、また、少しでも健やかに過ごしていただきながら、ご家族との関係作りを密にしていけるよう努めてまいります。

1. 利用者中心という考えを持ちサービスの質の向上を図る。

- (1) 職員側の動きにならないよう常に利用者の方を中心とした考え方をもち、関わり方や過ごし方を工夫していきます。
- (2) 少しの変化にも気づけるよう利用者の方を把握し、変化があるときは情報の共有を行いその都度対応を変更し、統一を図っていきます。
- (3) 専門的知識を身につけ、接遇にも気を付けていきます。
- (4) 職員の個別目標を設定し、達成に向けて相談しながらスキルアップに努めていきます。

2. 働きやすい職場環境を整える。

- (1) 状況に合わせて業務内容の見直しをしていきます。
- (2) 思いやりを持って協力し合い、お互いに相談やアドバイスをし合いながら働ける環境作りを行っていきます。

3. 家族・地域住民との関わり。

- (1) 奇数月に写真と近況のコメントを入れ個人向け広報を発送します。
- (2) 電話や面会時、ラインなどの活用により随時ご家族へ近況の報告を行なっていきます。
- (3) 利用者の方と一緒に町の行事への参加や外食に出かけます。

【小規模多機能型居宅介護まつば】

可能な限り自立した生活を送る事が出来るように自立支援を基本とし、利用者様の有する能力を発揮した在宅生活が送れるように支援する。緊急時には柔軟に対応し、ご家族様の介護休養、介護負担の軽減に努める。

1. 利用者の居宅生活継続の支援

- (1) 利用者一人ひとりの状況に合わせて支援内容を見直し、「通い」「泊り」「訪問」を組み合わせ、在宅生活を支えていきます。
 - ① 「通い」については利用者同士の交流、レクリエーション、趣味活動の継続等により楽しみを持ってもらえるよう取り組んでいきます。
 - ② 「泊まり」については緊急性や生活環境を見極め利用開始し、安定した状態で自宅へ戻れるよう支援します。
 - ③ 「訪問」については在宅生活が継続できるよう支援することは勿論、普段との変化等に気付き情報を共有し、支援内容の見直し対応していきます。
- (2) ご家族、その他関係機関、民生委員などと情報を共有し地域で支える対応を致します。

(3) 在宅生活が困難な状況になってきた際は、家族と相談し施設入居等に繋げる支援をしていきます。

2. 地域社会との交流

(1) 利用者の方については、地域での行事等に積極的に参加していきます。

(2) 地域住民に向けてまっば利用者との「お茶会」を行い、交流を図ります。また、その場で困った時に利用に繋がられるよう気軽に介護相談を受け、ニーズの掘り起こしを行いません。

3. 利用者の安全の確保、健康管理、衛生管理

(1) サービス利用時については、バイタル測定を行い健康管理に努めます。

(2) 感染症対策を徹底し予防に努めます。

(3) 福祉用具の活用を検討し、在宅で安全に過ごせるよう対応いたします。

(4) 医療機関との情報を共有し在宅生活を支えています。

【地域支援グループ共通計画】

1. 運営推進会議を開催し、意見交換を活発にしていきます。

| 開催月 | 会議等内容 |
|---------|--------------------------------|
| 令和5年 4月 | 令和5年度地域支援グループ事業計画・収支予算 |
| 6月 | 令和4年度地域支援グループ事業報告・収支決算状況 |
| 8月 | 地域支援グループ行事 |
| 9月 | 法人実践発表（施設支援グループ） |
| 11月 | 地域支援グループ「年忘れ会」 |
| 令和6年 2月 | 運営推進会議次年度予定及び地域支援グループ運営に関する意見等 |

2. 「裏めし屋」を通して地域の方との交流を図ります。

3. こでまりを活用した地域食堂や町内会主催の催しに出かけ、地域住民の方との交流を図ります。